



宮 崎 県 公 報

令和 5 年 12 月 14 日 (木曜日) 号外 第 53 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

○宮崎県部設置条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 2	○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 5
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例等の一部を改正する条例…………… (“) 3	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例…………… (市町村課) 6
	○旅館業法施行条例等の一部を改正する条例…………… (衛生管理課) 9
	○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 11
	○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例…………… (教育庁) 16

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県部設置条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

1 改正の理由及び主な内容

令和 9 年に本県で開催予定の「第 81 回国民スポーツ大会」及び「第 26 回全国障害者スポーツ大会」に向け、開催準備業務の執行体制の更なる強化を目的として、「宮崎国スポ・障スポ局」を新たに設置するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第43号)

1 改正の理由及び主な内容

地方自治法の改正等を踏まえ、令和 6 年 6 月期から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第44号)

1 改正の理由及び主な内容

国の森林環境税が令和 6 年度から課税されることに伴い地方税法等が改正されたことから、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第45号)

1 改正の理由及び主な内容

森林法、森林法施行令及び森林法施行規則に基づく保安林の指定等に関する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例 (条例第46号)

1 改正の理由及び主な内容

旅館業法及び興行場法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第47号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県総合運動公園における屋内走路の新設等に伴い、使用料等について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第48号)

1 改正の理由及び主な内容

令和5年の人事委員会勧告を踏まえ、市町村立学校職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしました。

条 例

宮崎県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

宮崎県部設置条例の一部を改正する条例

宮崎県部設置条例 (平成16年宮崎県条例第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>宮崎県部設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条例の立案その他他の部の主管に属しない事項</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p><u>宮崎県部等設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び局(以下「部等」という。)を置く。</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p><u>宮崎国スポ・障スポ局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条例の立案その他他の部等の主管に属しない事項</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>宮崎国スポ・障スポ局</u></p> <p>(1) <u>第81回国民スポーツ大会に関する事項</u></p> <p>(2) <u>第26回全国障害者スポーツ大会に関する事項</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

2 公営企業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第8条 [略]</p> <p>2 参与は、<u>宮崎県部設置条例</u>(平成16年宮崎県条例第4号)第1条に規定する部の長の職にある職員のうちから知事が任命する。</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2 参与は、<u>宮崎県部等設置条例</u>(平成16年宮崎県条例第4号)第1条に規定する部等の長の職にある職員のうちから知事が任命する。</p>

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬<u>及び</u>期末手当をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の手当等)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当の支給については、給与条例第9条の2に規定する休職者の給与に係るものを除き、給与条例等適用職員の例による。</p> <p>2 前項の期末手当は、任期の定めが6月以上であって6月1日及び12月1日(次項及び第16条第2項において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対して支給する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、それぞれの基準日に在職するフルタイム会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの(人事委員会規則で定める者に限る。)には、前2項の規定に準じて、期末手当を支給することができる。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 第5条の規定(期末手当に関する部分に限る。)は、パートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において第10条第1項各号並びに同条第3項及び第4項の規定により算定した額並びに第11条第1項に規定する給料の調整額及び地域手当に相当する額を合計した額を人事委員会規則で定める方法により1月当たりの報酬の額に換算した額とする。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び義務教育等教員特別手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の手当等)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び義務教育等教員特別手当の支給については、給与条例第9条の2に規定する休職者の給与に係るものを除き、給与条例等適用職員の例による。</p> <p>2 前項の期末手当<u>及び</u>勤勉手当は、任期の定めが6月以上であって6月1日及び12月1日(次項及び第16条第2項において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対して支給する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、それぞれの基準日に在職するフルタイム会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により期末手当<u>及び</u>勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの(人事委員会規則で定める者に限る。)には、前2項の規定に準じて、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び</u>勤勉手当)</p> <p>第16条 第5条の規定(期末手当<u>及び</u>勤勉手当に関する部分に限る。)は、パートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額<u>及び</u>勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において第10条第1項各号並びに同条第3項及び第4項の規定により算定した額並びに第11条第1項に規定する給料の調整額及び地域手当に相当する額を合計した額を人事委員会規則で定める方法により1月当たりの報酬の額に換算した額とする。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

<p>第7条 [略]</p> <p>2 職員の給与に関する条例第8条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>第7条 [略]</p> <p>2 職員の給与に関する条例第8条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
--	---

（企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年宮崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 給与条例第11条の規定は、会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）について準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基準日（給与条例第11条第1項に規定するそれぞれの基準日をいう。）に在職する会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により期末手当を支給される会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの（管理者が定める者に限る。）には、同項の規定に準じて、期末手当を支給することができる。</p> <p>（育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与）</p> <p>第7条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた会計年度任用職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りでない。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第4条 給与条例第11条<u>及び第12条</u>の規定は、会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）について準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基準日（<u>給与条例第11条第1項及び第12条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日をいう。）に在職する会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給される会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの（管理者が定める者に限る。）には、同項の規定に準じて、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>（育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与）</p> <p>第7条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた会計年度任用職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、この限りでない。</p>

（病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 病院事業給与条例第18条の規定は、会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）について準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基準日（病院事業給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日をいう。）に在職する会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により期末手当を支給される会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの（管理者が定める者に限る。）には、同項の規定に準じて、期末手当を支給することができる。</p> <p>（育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与）</p> <p>第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた会計年度任用職員には、育児</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>（期末手当及び勤勉手当）</p> <p>第5条 病院事業給与条例第18条<u>及び第19条</u>の規定は、会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）について準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基準日（<u>病院事業給与条例第18条第1項及び第19条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日をいう。）に在職する会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給される会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの（管理者が定める者に限る。）には、同項の規定に準じて、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>（育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与）</p> <p>第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた会計年度任用職員には、育児</p>

休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りでない。

休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第44号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事は、<u>法第48条第3項</u>（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により徴収の引継ぎを受ける県民税及び市町村民税に係る徴収金の徴収に関する事務については、第1項の規定にかかわらず、徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所轄する県税・総務事務所の長に委任することができる。</p> <p>6 [略]</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第28条 市町村長は、法第46条第1項の規定によって、当該年度分として決定した個人の県民税について、次に掲げる事項を当該年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額（法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の総額（法第328条の規定によって課する所得割を除く。）との合計額</u>に対する当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額の割合</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>2 市町村長は、前項各号に掲げる事項について、当該年度の10月31日及び3月31日現在における状況をそれぞれの月の翌月の末日までに知事に報告しなければならない。ただし、3月31日現在における状況を報告する場合においては、<u>前項第4号の規定は、「当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の総額との合計額</u>に対する当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額の割合」と読み替える。</p> <p>3 市町村長は、当該年度中の各月に納入申告書の提出された県民税の分離課税に係る所得割及び市町村民税の分離課税に係る所得割に関し、次に掲げる事項について、当該年度の4月30日、5月31日、10月31日及び3月31日現在における状況をそれぞれの月の翌月の末日までに知事に報告しなければならない。</p>	<p>(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事は、<u>法第739条の5第3項</u>（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により徴収の引継ぎを受ける県民税、<u>市町村民税及び森林環境税</u>に係る徴収金の徴収に関する事務については、第1項の規定にかかわらず、徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所轄する県税・総務事務所の長に委任することができる。</p> <p>6 [略]</p> <p>(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)</p> <p>第28条 市町村長は、法第46条第1項の規定によって、当該年度分として決定した個人の県民税について、次に掲げる事項を当該年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。以下同じ。）の課税額の総額</u></p> <p><u>(5) 当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額（法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）</u>、<u>当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の総額（法第328条の規定によって課する所得割を除く。）及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の総額の合計額</u>に対する当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額の割合</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>2 市町村長は、前項各号に掲げる事項について、当該年度の10月31日及び3月31日現在における状況をそれぞれの月の翌月の末日までに知事に報告しなければならない。ただし、3月31日現在における状況を報告する場合においては、<u>前項第5号の規定は、「当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の総額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の総額の合計額</u>に対する当該年度の収入額となるべき個人の県民税の課税額の総額の割合」と読み替える。</p> <p>3 市町村長は、当該年度中の各月に納入申告書の提出された県民税の分離課税に係る所得割及び市町村民税の分離課税に係る所得割に関し、次に掲げる事項について、当該年度の4月30日、5月31日、10月31日及び3月31日現在における状況をそれぞれの月の翌月の末日までに知事に報告しなければならない。</p>

(1)・(2) [略] (3) 県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の総額並びに第1項第4号又は前項ただし書の規定による割合 4 [略]	(1)・(2) [略] (3) 県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の総額並びに第1項第5号又は前項ただし書の規定による割合 4 [略]
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例第28条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第45号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市 町 村	事	務	市 町 村
[略]			[略]		
6	森林法（昭和26年法律第 249号）による次の事務 (1)～(6) [略] (7) 第30条の2第1項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示、掲示及び通知（(1)、(3)、(4)及び(15)の事務に係るものに限る。）に関すること。 (8)～(36) [略]	[略]	6	森林法（昭和26年法律第 249号）による次の事務 (1)～(6) [略] (7) 第30条の2第1項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示、 <u>掲示、閲覧</u> 及び通知（(1)、(3)、(4)及び(15)の事務に係るものに限る。）に関すること。 (8)～(36) [略]	[略]
			6の2	<u>森林法による次の事務</u> (1) 第25条の2第1項の規定による指定（ <u>指定する地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。</u> ）に関すること。 (2) 第25条の2第2項の規定による指定（ <u>指定する地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。</u> ）に関すること。 (3) 第25条の2第3項（第26条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による諮問（(1)、(2)、(4)及び(5)の事務に係るものに限る。）に関すること。 (4) 第26条の2第1項の規定による指定の解除（(1)及び(2)の事務に係るものに限る。）に関すること。 (5) 第26条の2第2項の規定による指定の解除（(1)及び(2)の事務に係るものに限る。）に関すること。 (6) 第26条の2第4項の規定による協議及び同意に関すること。 (7) 第27条第1項の規定による申請の受理（(1)、(2)、(4)及び(5)の事務に係るものに限る。）に関すること。	美郷町

- (8) 第27条第2項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理(申請する地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に関すること。
- (9) 第27条第3項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による意見書の作成及び進達に関すること。
- (10) 第27条第3項ただし書(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による申請の却下に関すること。
- (11) 第29条(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理(通知に係る地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に関すること。
- (12) 第30条(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による告示、掲示、閲覧及び通知に関すること。
- (13) 第30条の2第1項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による告示、掲示、閲覧及び通知((1)、(2)、(4)、(5)及び(23)の事務に係るものに限る。)に関すること。
- (14) 第30条の2第2項(第33条の3において準用する場合を含む。)において準用する第30条後段の規定による通知((1)、(2)、(4)、(5)及び(23)の事務に係るものに限る。)に関すること。
- (15) 第31条の規定による行為の制限((1)及び(2)の事務に係るものに限る。)に関すること。
- (16) 第32条第1項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理((12)及び(13)の事務に係るものに限る。)に関すること。
- (17) 第32条第2項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取及び意見書の写しの送付に関すること。
- (18) 第32条第3項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による通知及び公示に関すること。
- (19) 第33条第1項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理(通知に係る地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に関すること。
- (20) 第33条第3項(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること。
- (21) 第33条第6項(第33条の3において準用する場合を含む。)において準用する第33条第1項の規定による告示((1)、(2)、(4)、(5)及び(23)の事務に係るものに限る。)に関すること。

		<p>(22) 第33条第6項(第33条の3において準用する場合を含む。)において準用する第33条第3項の規定による通知((1)、(2)、(4)、(5)及び(23)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(23) 第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更((1)及び(2)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(24) 第33条の2第2項の規定による申請の受理((23)の事務に係るものに限る。)に関する<u>こと。</u></p> <p>(25) 第34条第1項の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(26) 第34条第2項の規定による許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(27) 第34条第6項の規定による条件の付加に関する<u>こと。</u></p> <p>(28) 第34条第8項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(29) 第34条第9項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(30) 第34条の2第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(31) 第34条の2第2項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更の命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(32) 第34条の3第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(33) 第35条の規定による損失の補償に関する<u>こと。</u></p> <p>(34) 第36条第1項の規定による負担の決定に関する<u>こと。</u></p> <p>(35) 第36条第2項の規定による通知に関する<u>こと。</u></p> <p>(36) 第36条第3項の規定による督促に関する<u>こと。</u></p> <p>(37) 第36条第4項の規定による徴収に関する<u>こと。</u></p> <p>(38) 第38条第1項の規定による伐採の中止又は必要な行為の命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(39) 第38条第2項の規定による行為の中止又は必要な行為の命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(40) 第38条第3項の規定による必要な行為の命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(41) 第38条第4項の規定による植栽の命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(42) 第39条第1項の規定による標識の設置に関する<u>こと。</u></p> <p>(43) 第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管に関する<u>こと。</u></p> <p>(44) 第39条の2第2項の規定による保安林台帳の閲覧に関する<u>こと。</u></p>	
<p>6の2 [略]</p>		<p>6の3 [略]</p>	
		<p>6の4 森林法施行令第4条の2第5項の規定</p>	<p>美郷町</p>

6の3 [略]	による通知に関する事務	
	6の5 [略]	
	6の6 森林法施行規則による次の事務	美郷町
	(1) 第60条第1項第5号から第9号までの規定による届出の受理に関すること。	
	(2) 第63条第1項第3号及び第4号の規定による届出の受理に関すること。	
6の4・6の5 [略]	6の7・6の8 [略]	
[略]	[略]	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第46号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和33年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号及び第4項、第3条の2第2項、第3条の3第3項、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、当該施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内において旅館業の許可又は承認を与えないことができる施設の指定、旅館業の許可又は承認を与える場合において知事が意見を求める者、 <u>営業施設</u> についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準及び <u>宿泊を拒むことができる事由</u> 並びに旅館業の施設の構造設備の基準を定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号及び第4項、第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第3項並びに第4条第2項並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、当該施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内において旅館業の許可又は承認を与えないことができる施設の指定、 <u>旅館業の許可又は承認を与える場合において知事が意見を求める者並びに営業施設</u> についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準並びに旅館業の施設の構造設備の基準を定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(施設の指定)	(施設の指定)
第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げるもののうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものであって、知事が指定するものとする。	第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げるもののうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものであって、知事が指定するものとする。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
(意見を求める者)	(意見を求める者)
第8条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により前条第1項に規定する施設について知事が意見を求める者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に掲げる者とする。	第8条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により前条第1項に規定する施設について知事が意見を求める者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に掲げる者とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(<u>宿泊を拒むことができる事由</u>)	
第10条 法第5条第3号の規定による <u>宿泊を拒むことのできる事由</u> は、次のとおりとする。	
(1) <u>宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常であ</u>	

<p>って、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) <u>宿泊しようとする者の身体又は服装が著しく不潔であって、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>別表第 3（第 9 条関係） 衛生の措置の基準 1～9 [略] 10 <u>伝染性の疾病</u>にかかっている者又はその疑いのある者を宿泊させたときは、その者の使用した客室その他の場所並びに寝具及び器具類について消毒、廃棄その他必要な措置を講ずること。</p> <p>11～15 [略] 16 施設の利用者等に<u>伝染性の疾病</u>にかかっている者若しくはレジオネラ症の患者又はそれらの疑いのある者が発生した場合は、直ちにその旨を施設の所在地を管轄する保健所の長に連絡し、その指示に従うこと。</p>	<p>別表第 3（第 9 条関係） 衛生の措置の基準 1～9 [略] 10 <u>特定感染症</u>にかかっている者又はその疑いのある者を宿泊させたときは、その者の使用した客室その他の場所並びに寝具及び器具類について消毒、廃棄その他必要な措置を講ずること。</p> <p>11～15 [略] 16 施設の利用者等に<u>特定感染症</u>にかかっている者若しくはレジオネラ症の患者又はそれらの疑いのある者が発生した場合は、直ちにその旨を施設の所在地を管轄する保健所の長に連絡し、その指示に従うこと。</p>
--	---

(興行場に関する条例の一部改正)

第 2 条 興行場に関する条例（昭和 59 年宮崎県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業者の届出)</p> <p>第 4 条 営業者は、第 2 条第 1 項の申請書に記載した事項の変更（法第 2 条の 2 第 1 項に規定する相続、合併又は分割（当該興行場営業を承継させるものに限る。以下同じ。）による第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事項の変更を除く。）をしたとき又は営業の全部若しくは一部の停止若しくは廃止をしたときは、10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(地位承継の届出)</p> <p>第 6 条の 2 法第 2 条の 2 第 2 項の規定による届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略] 2 [略]</p>	<p>(営業者の届出)</p> <p>第 4 条 営業者は、第 2 条第 1 項の申請書に記載した事項の変更（法第 2 条の 2 第 1 項に規定する<u>譲渡又は</u>相続、合併若しくは分割（当該興行場営業を承継させるものに限る。以下同じ。）による第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事項の変更を除く。）をしたとき又は営業の全部若しくは一部の停止若しくは廃止をしたときは、10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(地位承継の届出)</p> <p>第 6 条の 2 法第 2 条の 2 第 2 項の規定による届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>譲渡による場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>届出者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>譲渡人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>譲渡の年月日</u></p> <p style="margin-left: 2em;">エ <u>興行場の名称及び所在地</u></p> <p>(2)～(4) [略] 2 [略]</p>

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第 3 条 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(153) [略] (154) 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(153) [略] (154) 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、<u>第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>

(155)～(453) [略]
2～5 [略]

(155)～(453) [略]
2～5 [略]

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第47号

都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後							
(有料公園施設) 第9条 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次のとおりとする。					(有料公園施設) 第9条 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次のとおりとする。							
都市公園名		有料公園施設			都市公園名		有料公園施設					
宮崎県総合運動公園		1～16 [略] 17 <u>ホッケー場</u> 18～22 [略]			宮崎県総合運動公園		1～16 [略] 17～21 <u>[略]</u>					
2・3 [略]					2・3 [略]							
別表第2（第10条、第15条の7関係）					別表第2（第10条、第15条の7関係）							
種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考	種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考	
宮崎県総合運動公園使用料	[略]	[略]			[略]	宮崎県総合運動公園使用料	[略]	[略]			[略]	
	自転車競技場	[略]					自転車競技場	[略]				
	ホッケー場	団体が使用する場合	1時間につき	児童生徒	240		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		個人が使用する場合	1時間につき	児童生徒	60							
			その他	480					その他	120		
[略]					[略]							

第2条 都市公園条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第2（第10条、第15条の7関係）					別表第2（第10条、第15条の7関係）						
種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考	種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考
宮崎県総合運	[略]	[略]	[略]	[略]	1～5 [略]	宮崎県総合運	[略]	[略]	[略]	[略]	1～5 [略]
					6 水泳場、トレーニング場、第						6 <u>補助球技場、</u> 水泳場、トレー

動公園使用料		二トレーニング場又は屋内練習場を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1 時間につき水泳場のうち室内プールにあっては 330 円、トレーニング場のうち体育館にあっては 780 円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあっては 110 円、第二トレーニング場にあっては 110 円、屋内練習場にあつては 2,690 円を加えた額とする。 7～11 [略]
[略]	[略]	[略]

第 3 条 都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後													
(有料公園施設) 第 9 条 公園施設のうち有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。		(有料公園施設) 第 9 条 公園施設のうち有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">都市公園名</th> <th style="width: 50%;">有料公園施設</th> </tr> <tr> <td>宮崎県総合運動公園</td> <td>1～20 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>21</u> [略]</td> </tr> </table>	都市公園名	有料公園施設	宮崎県総合運動公園	1～20 [略]		<u>21</u> [略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">都市公園名</th> <th style="width: 50%;">有料公園施設</th> </tr> <tr> <td>宮崎県総合運動公園</td> <td>1～20 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>21</u> 屋内走路</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>22</u> [略]</td> </tr> </table>	都市公園名	有料公園施設	宮崎県総合運動公園	1～20 [略]		<u>21</u> 屋内走路		<u>22</u> [略]
都市公園名	有料公園施設														
宮崎県総合運動公園	1～20 [略]														
	<u>21</u> [略]														
都市公園名	有料公園施設														
宮崎県総合運動公園	1～20 [略]														
	<u>21</u> 屋内走路														
	<u>22</u> [略]														
2・3 [略]		2・3 [略]													
別表第 2 (第 10 条、第 15 条の 7 関係)		別表第 2 (第 10 条、第 15 条の 7 関係)													
種類	区分	単位	金額 (円)	納期	備考										
宮崎県総合運動公園使用料	[略]	[略]	[略]	[略]	1～5 [略]										
	屋内運動場	[略]	[略]	[略]	6 補助球技場、水泳場、トレーニング場、第二トレーニング場又は屋内練習場を使用する者が										
宮崎県総合運動公園使用料	[略]	[略]	[略]	[略]	1～5 [略]										
	屋内走路	[略]	団体が使用する場合	[略]	6 補助球技場、水泳場、トレーニング場、第二トレーニング場又は屋内走路を使										
			1 時間に												
			つき												

[略]	[略]	照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき補助球技場にあつては全灯のときは2,320円、5分の3灯のときは1,400円、水泳場のうち室内プールにあつては330円、トレーニング場のうち体育館にあつては780円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあつては110円、第二トレーニング場にあつては110円、屋内練習場にあつては2,690円を加えた額とする。 7～11 [略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td>児童生徒</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>の者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人が使用する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>の者</td> <td></td> </tr> </table> [略]	児童生徒	120	その他	240	の者		個人が使用する場合		1時間につき		児童生徒	60	その他	120	の者		用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき補助球技場にあつては全灯のときは2,320円、5分の3灯のときは1,400円、水泳場のうち室内プールにあつては330円、トレーニング場のうち体育館にあつては780円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあつては110円、第二トレーニング場にあつては110円、屋内練習場にあつては2,690円、 <u>屋内走路にあつては団体が使用するときは180円、個人が使用するときは90円を加えた額とする。</u> 7～11 [略]
児童生徒	120																				
その他	240																				
の者																					
個人が使用する場合																					
1時間につき																					
児童生徒	60																				
その他	120																				
の者																					

付表1 (武道館関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
主道場	[略]		[1～5 [略]
柔道場			略]	6 1つの団体が主道場、柔道場、剣道場又は副道場の一部を独占して使用する場合(以下「部分使用の場合」という。)の使用料は、当該金額の欄に掲げる「専用使用の場合」の金額に、主道場にあつてはその3分
剣道場				
副道場				
相撲場				
弓道場(近的)				
弓道場(遠的)				
トレーニングルーム				
会議室	[略]			
[略]				
附帯設				

付表1 (武道館関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
主道場	[略]		[1～5 [略]
柔道場			略]	6 1つの団体が主道場、柔道場、剣道場、副道場、弓道場(近的)又は弓道場(遠的)の一部を独占して使用する場合(以下「部分使用の場合」という。)の使用料は、当該金額の欄に掲げる「専用使用の場合」の
剣道場				
副道場				
相撲場				
弓道場(近的)				
弓道場(遠的)				
トレーニングルーム				
会議室	[略]			
[略]				
附帯設				

<p>備器具 [略]</p>	<p>の 2 以下の面積を使用するときは 3 分の 2、2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1、3 分の 1 以下の面積を使用するときは 3 分の 1、柔道場にあつてはその 4 分の 3 以下の面積を使用するときは 4 分の 3、2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1、4 分の 1 以下の面積を使用するときは 4 分の 1、剣道場又は副道場にあつてはその 2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1 を乗じて得た額 (100 円に満たない端数があるときは、その端数は 100 円とする。) とする。</p> <p>7～9 [略] 10 専用使用の場合又は部分使用の場合に</p>	<p>備器具 [略]</p>	<p>金額に、主道場にあつてはその 3 分の 2 以下の面積を使用するときは 3 分の 2、2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1、3 分の 1 以下の面積を使用するときは 3 分の 1、柔道場にあつてはその 4 分の 3 以下の面積を使用するときは 4 分の 3、2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1、4 分の 1 以下の面積を使用するときは 4 分の 1、剣道場、副道場又は弓道場 (遠的) にあつてはその 2 分の 1 以下の面積を使用するときは 2 分の 1、弓道場 (近的) にあつてはその 3 分の 2 以下の面積を使用するときは 3 分の 2、3 分の 1 以下の面積を使用するときは 3 分の 1 を乗じて得た額 (100 円に満たない端数があるときは、その端数は 100 円とする。) とする。</p> <p>7～9 [略] 10 専用使用の場合又は部分使用の場合に</p>
--------------------	---	--------------------	--

		<p>において照明設備の一部を使用するときの使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、主道場にあつてはその3分の2以下の照明を使用するときは3分の2、2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、3分の1以下の照明を使用するときは3分の1、柔道場にあつてはその4分の3以下の照明を使用するときは4分の3、2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、4分の1以下の照明を使用するときは4分の1、剣道場又は副道場にあつてはその2分の1以下の照明を使用するときは2分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）とする。</p>			<p>において照明設備の一部を使用するときの使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、主道場にあつてはその3分の2以下の照明を使用するときは3分の2、2分の1以下の照明を使用するときは3分の1、柔道場にあつてはその4分の3以下の照明を使用するときは4分の3、2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、4分の1以下の照明を使用するときは4分の1、剣道場、副道場又は弓道場（遠的）にあつてはその2分の1以下の照明を使用するときは2分の1、弓道場（近的）にあつてはその3分の2以下の照明を使用するときは3分の2、3分の1以下の照明を使用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円</p>
--	--	---	--	--	--

			とする。)と する。
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 第3条中都市公園条例別表第2付表1の改正規定 令和6年4月1日

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第48号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 教育職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000

	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
定年前	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
再任用	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
短時間	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
勤務職	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
員以外	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
の職員	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	

85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		

	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 令和5年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

